

人権を尊重しみんなが生きやすい狛江をつくる基本条例（案）

基本的人権は、全ての人が生まれながらにして持っている人間らしく生きる権利であり、この権利が守られるべきことは日本国憲法で定められています。人権が守られるためには、自分の人権が守られること、相手の人権を守ること、この両方が大切です。

イソップ童話の「北風と太陽」では、冷たい風を強く旅人に吹きかける北風に対して、太陽は暖かい光で旅人を照らし、結果的に旅人のコートを脱がせることに成功します。このお話のように、人に対する思いやりや、みんな違ってみんな大切だという心を育み、子どもから大人までみんながあたたかい気持ちで過ごすことができるよう、人権に対する思いを育んでいきましょう。

狛江市は、お互いの顔が見える小さなまちです。このまちにも、自分の人権が侵害されたと感じていたり、生きづらさを抱えたりしている人がいます。私たちは、どんな理由があっても、誰かを傷つけたり、いじめたり、仲間はずれにしたりすることは、決して許しません。

市民一人ひとりが個人として大切にされ、誰もがより生きやすい平和なまち、お互いに支えあい助けあうやさしいまちをみんなでつくっていくために、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、市民一人ひとりが個人として尊重され、差別や偏見のない、誰もがより生きやすい平和なまち、お互いに支えあい助けあうやさしいまちの実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）市民 市内に居住する者並びに市外に居住する者のうち、市内の事務所又は事業所に勤務する者、市内の学校に在学する者及び市内に滞在する者をいう。
- （2）団体 市内で営利活動又は非営利活動を行う団体をいう。
- （3）関係機関等 東京都、法務局、警察、他自治体、営利活動又は非営利活動を行う団体等をいう。

（人権を侵害する行為の禁止）

第3条 何人も、家庭、職場、学校、地域、インターネット上その他あらゆる場所及び場面において、年齢、障がい、疾病、性別、性的指向、性自認、職業、出身、人種、国籍、言語、宗教、財産その他社会情勢の変化等に伴い新たに顕在化した人権課題等、理由の有無にかかわらず、差別、いじめ、虐待、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、プライバシーの侵害等の人

権を侵害する行為をしてはならない。

(市民の権利)

第4条 市民一人ひとは、個人として尊重され、自分らしく生きる権利を有する。

(市の責務)

第5条 市は、市長による主体的かつ率先した指揮の下、市民一人ひとりが個人として尊重されるよう、市政の全てにおいてこの条例の趣旨を踏まえ、施策を総合的に推進しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、お互いに尊重し、お互いの権利を守らなければならない。

2 市民は、市の実施する人権に関する施策に協力する。

(団体の責務)

第7条 団体は、その活動において、市民一人ひとり及び所属する個人の権利を守らなければならない。

2 団体は、市の実施する人権に関する施策に協力する。

(連携)

第8条 市は、市民、団体又は関係機関等と連携し、人権に関する施策を推進する。

(相談及び救済)

第9条 市は、市民一人ひとりが安心して気軽に相談でき、適切な救済を受けられるよう、市民、団体又は関係機関等と連携し、必要な措置を講ずる。

(啓発等)

第10条 市は、市民が人権を身近なものと感じられるよう、人権の尊重に関する意識を高めるための啓発、情報提供等を行う。

2 市は、第1条の目的の達成に向けて、市民の人権の尊重に関する意識を高めるため、その好事例となる活動を広く周知するものとする。

(子どもに対する教育等)

第11条 市は、人権の尊重に関する教育及び啓発を学校教育その他子どもが活動する場等において推進する。

(市の支援)

第12条 市は、この条例を推進する活動に対して、必要な人的及び財政的な支援等を

行うものとする。

(狛江市人権尊重推進会議の設置)

第13条 この条例による人権を尊重するまちづくりを推進するため、狛江市人権尊重推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、市長の諮問機関とし、次の各号について所掌するものとする。

(1) 人権施策の評価、意識調査、重点啓発項目の設定、啓発手法の検討その他の条例を推進するために必要な事項

(2) 市内の人権に関する課題の発見、情報収集及び啓発活動

(3) その他人権の尊重について必要な事項

3 推進会議は、前項に規定する所掌事務を遂行するため、必要に応じて関係機関等と連携するものとする。

4 推進会議は、識見を有する者、団体及び公募市民により構成する。

5 推進会議は、必要に応じて専門家、関係者等に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

1. 件名	人権を尊重しみんなが生きやすい狛江をつくる基本条例 (案) に対するパブリックコメント
2. 目的	人権を尊重するまちの実現のために本条例を制定する。
3. 対象者	(1) 市内に住所を有する者 (2) 市内に存する学校に在学する者 (3) 市内に事務所又は事業所を有する者 (4) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
4. 実施期間	令和元年12月1日～令和2年1月6日
5. 提出方法	(1) 政策室への書面による提出 (2) 郵便による送付 (3) ファクシミリによる送信 (4) 電子メールによる送信 (5) 狛江市公式ホームページ専用フォームによる送信
6. 意見の他に 提出が必要な事 項	(1) 住所 (2) 氏名 (3) 3(2)に該当する者は、在学する学校名 (4) 3(3)又は(4)に該当する者は、事務所又は事業所の名称及び住所
7. 市民説明会 の日程・場所	第1回 令和元年12月15日(日)午後1時30分～ 場所：防災センター4階会議室 第2回 令和元年12月17日(火)午後7時～ 場所：特別会議室
8. 特記事項	第1回目の市民説明会は、シンポジウム形式で開催します。